

## 重要事項説明書

＜令和 8 年 2 月 1 日現在＞

### 1 サービスを提供する事業所

#### ■ 本事業所の概要

本事業所の名称	アリマックス介護サービス
所在地	〒061-2281
電話番号等	札幌市南区藤野 1 条 6 丁目10番18号 電話番号 011-591-3589 F A X 番号 011-596-9655
指定事業所番号	0001100807
実施サービス	札幌市移動支援事業
サービス提供地域	札幌市内

#### ■ 営業日および営業時間

営業日	月曜日～日曜日（12月31日～1月1日を除く）
営業時間	午前 10時 00 分～午後10時 00 分
休業日	12月31日・1月1日
備考	移動支援計画により、休業日及び営業時間外であってもサービスを提供する場合があります。

#### ■ 職員体制

従業者職種	常勤	非常勤	計	資格等
管理者	1 人	人	人	介護福祉士
サービス提供責任者	2 人	人	人	介護福祉士
	1 人	人	人	実務者研修
	人	人	人	介護職員基礎研修修了者
介護従業者	1 人	人	人	介護福祉士
				介護職員初任者研修
	4 人	人	人	1～2 級課程修了者
	人	人	人	その他（看護師など）
	人	人	人	介護職員基礎研修修了者
事務員	人	人	人	

#### ※職務の内容

- ① 管理者：管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② サービス提供責任者：サービス提供責任者はサービスの利用申し込みに係わる調整、介護従業者に対する技術指導、計画の作成などを行う。
- ② 介護従業者：介護従業者は、利用者の居宅に於いてサービスの提供にあたる。

## 2 サービス内容

単独では外出困難な障がい者（児）が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための外出をする際に、ガイドヘルパーを派遣して、外出時に必要となる移動の介助及び外出に伴って必要となる身の回りの介護を行います。

### (1) サービス種類

#### ① 個別支援型

1名の障がい者（児）に対して、ガイドヘルパーがマンツーマンでの支援を行います。

#### ② グループ支援型

複数の障がい者（児）に対して、ガイドヘルパーが同時支援を行います。

※ ただし、ガイドヘルパーが一人で同時に支援できるのは、最大2人までとする。

### (2) 移動支援の対象となるサービス内容

- 外出の準備に伴う支援。（健康状態のチェック、整容、更衣介助、手荷物の準備等）
- 移動に伴う支援。（車への乗降介助、交通機関の利用補助等）
- 外出中やその外出の前後におけるコミュニケーションの支援。（代読、代筆等）
- 外出先での必要な支援。（排せつ介助、食事介助、更衣介助、姿勢保持、チケットの購入の支援等）
- 外出から帰宅した直後の対応支援。（更衣介助、荷物整理等）

### (3) 移動支援の対象とならないサービス内容

- 病院等での単なる待ち時間で、具体的な支援を行う必要がない場合。
- 遊び相手。（キャッチボールの相手やカラオケで一緒に歌うなどの行為）
- 移動支援事業所等が発案・企画・運営実施の手伝いを行うイベント等への参加及びそれに類する場合。
- 外出の主たる目的地を移動支援事業所等として『預かり行為』を行う場合。（※移動支援は、障がい者（児）に対する外出支援を目的としているため、保護者のレスパイトを目的としたものは対象とはなりません。）

※移動支援の対象とならないサービス内容についてご要望がある場合は、自費サービスでのサービス提供となります。

## ・3 外出の範囲

外出の範囲については、基本的に、福祉目的として公費によって提供されるサービスであることを踏まえ、「社会通念上適当であるかどうか」という観点から判断されます。また、『居宅～目的地～居宅』の一連の行為が移動支援の対象となりますが、この一連の行為の中で、居宅から目的地（目的地から居宅）の支援を家族等が行う場合については、片道又は目的地のみの支援であっても、移動支援の対象となります。

(1) 対象となる外出の範囲

事由	外出内容	外出先の例
社会通念上外出が必要不可欠と認められる場合	行政機関等に関わる手続き、相談、選挙の投票等	市役所、区役所、裁判所、警察署等の官公庁等
	医療機関への受診、出産・入退院等の手続き、相談等	病院、診療所、保健センター等
社会参加促進の観点から、日常生活上外出が必要な場合	文化施設等の利用	美術館、映画館、コンサート会場等
	体育施設等の利用	体育館、競技場、プール等 (※)
	観光施設等の利用	動物園等
	買物	商店、デパート等
	理容・美容・着付け	理容院、美容院
	冠婚葬祭	結婚式、葬式、法事等の会場
	金融機関の利用	銀行、郵便局等
国、道、市、区主催の研修・講座・訓練・見学等各種行事への参加 障がい者団体等の主催する福祉大会等への参加	政策提言サポーター懇談会等	

※ マラソンの伴走、スキー滑走、水泳等をヘルパーと一緒に行うことは、ガイドヘルパーの本来業務とはなりません。

※ プール等、単独での利用の年齢制限が設けられている施設については、利用者が単独で利用できる年齢に達していない場合、移動支援の対象とはなりません。

(2) 対象とならない外出の範囲

事由	外出先の例
経済的活動に係る外出	通勤、営業活動等
通年かつ長期にわたる外出	通学、通所、通園、学童保育への送迎
本制度を利用することが適当ではない外出	布教活動、選挙運動等の政治活動
	ギャンブル、公序良俗に反する外出

(3) 通学（寄宿舎を含む）、通所、学童保育への送迎について

札幌市では、通学（寄宿舎を含む）、通所、学童保育への送迎について、移動支援を利用することはできませんが、次に該当するときには、移動支援の利用が認められる場合がありますので、各区役所保健福祉課にご相談ください。

①通学・学童保育への送迎 保護者が、就労、職業訓練、障がい、傷病、出産等により付添いできない場合

②通所 保護者の入院等やむを得ない事情による場合（一時的な利用に限る。）

### 3 利用料金

#### ①移動支援・サービス料金

##### ■札幌市が定める移動支援費支給割合

対象者	支給割合
(1)生活保護法による被保護者 (2)市町村民税非課税世帯の者 (3)サービス利用児童の委託を受ける里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者 (4)保健福祉部長が特に必要と認める者	サービスの提供にかかる費用の100%
その他の者	サービスの提供にかかる費用の90%

##### ■基本料金（非課税となります）

ご利用は 30 分単位となります。 1 単位=10.18 円

項目	単位	利用料(円)	利用者負担額(円)	
			1 割	
身体介護あり	移動 1 日中 0.5	235	2,392	240
	移動 1 日中 1.0	409	4,163	417
	移動 1 日中 1.5	593	6,036	604
	移動 1 日中 2.0	669	6,810	681
	移動 1 日中 2.5	746	7,594	760
	移動 1 日中 3.0	822	8,367	837
身体介護なし	移動 2 日中 0.5	82	834	84
	移動 2 日中 1.0	153	1,557	156
	移動 2 日中 1.5	230	2,341	235
	移動 2 日中 2.0	301	3,064	307
	移動 2 日中 2.5	371	3,776	378
	移動 2 日中 3.0	441	4,489	449
身体介護あり (グループ支援)	移動 1 グループ日中 0.5	165	1,679	168
	移動 1 グループ日中 1.0	286	2,911	292
	移動 1 グループ日中 1.5	415	4,224	423
	移動 1 グループ日中 2.0	468	4,764	477
	移動 1 グループ日中 2.5	522	5,313	532
	移動 1 グループ日中 3.0	575	5,853	586
身体介護なし (グループ支援)	移動 2 グループ日中 0.5	57	580	58
	移動 2 グループ日中 1.0	107	1,089	109
	移動 2 グループ日中 1.5	161	1,638	164

	移動 2 グループ日中 2.0	211	2,147	215
	移動 2 グループ日中 2.5	260	2,646	265
	移動 2 グループ日中 3.0	309	3,145	315

※早朝（6：00～8：00）、夜間（18：00～22：00）のご利用は 25%増し、深夜（22：00～6：00）のご利用は 50%増しの料金となります。

※本事業所は、緊急時に計画外のサービスを提供する場合があります、そのサービスが移動支援外のサービス外にあたる場合は、お客様より別途料金をいただく場合があります。

## ②交通費

本事業所の概要に記載されている「サービス提供地域」にお住まいの方は無料です。

移動手段	負担していただく交通費
公共交通機関	実費
自動車等	1 キロあたり 30 円

※ 外出介助において利用者の居宅と目的地の往復により移動交通費（サービス従業者の移動交通費を含みます）が発生する場合には、原則として利用者の負担になります。

## 4 キャンセル

利用者の都合によりサービスのキャンセルをした場合は、下表の料金をいただきます。

①サービス利用日の前営業日の 17 時までのご連絡	無料
②サービス利用日の前営業日の 17 時以降のご連絡	1,500 円

※ 救急車・主治医等が関わる緊急対応が生じた場合はキャンセル料をいただきません。

※ 上表の②について、利用者の都合によるキャンセルが頻繁に起こる場合についてはキャンセル料を変更します。

キャンセルの連絡先名称	アリマックス介護サービス
キャンセルの連絡先電話番号	011-591-3589

### ■体調不良によるキャンセルの扱いについて

体調不良による当日キャンセルは「受診を伴う体調不良」「バイタルサイン（体温・血圧・脈拍）が異常値」の場合のみキャンセル料金を無料とします。

## 5 お支払い方法

### ①口座振替

前月のサービスご利用分に関する利用者負担金を毎月 26 日にご登録頂いた口座より自動引き落としにてお支払いいただきます。

### ②現金支払い

前月のサービスご利用分に関する利用者負担金を、本事業所が定める翌月の期日までにお支払いいただきます。

## 6 留意事項

- ①サービス提供のために利用者の居宅において使用する水道・電気・ガス・電話等の費用は利用者負担になります。
- ②訪問予定時間は遅れることのないよう注意しておりますが、公共交通機関の事故等やむを得ない事情により前後する場合があります。その場合は必ず、電話にて連絡いたします。

## 7 サービス相談・苦情窓口

本事業所および本事業所以外のサービス相談・苦情受付窓口は下記のとおりです。

### ■ 本事業所

電話番号	011-591-3589
F A X 番号	011-596-9655
受付時間	午前 9時 00 分～午後 6 時 00 分
苦情受付担当者 苦情解決責任者	事業所 管理者

### ■ 市区町村のサービス相談・苦情窓口

市区市町村名	札幌市役所
担当部署	札幌市役所 障害福祉課 相談窓口
電話番号	011-211-2938

### ■ 国民健康保険団体連合会のサービス相談・苦情受付窓口

国保連合会	北海道国民健康保険団体連合会
電話番号	011-231-5161
担当部署	障害福祉課

## 8 緊急時等の連絡先、および手順

### ①緊急時の連絡先

#### ■ 主治医

医療機関	
電話番号	
主治医	

#### ■ ご家族

お名前	
利用者との続柄	
電話番号	

#### ■ 利用者の相談支援事業所等

支援事業所	
電話番号	
担当	

## ②緊急時に於ける対応の基本手順

本事業所は、利用者に対し、自ら提供した移動支援サービスにおいて、緊急の対応が必要となった場合、医療機関への連絡（119 番への通報）、搬送のための必要な措置を講じた後、「事故発生時の連絡先」および対応手順に準じた対応を実施します。

また、緊急時にサービスの提供があり、そのサービスが移動支援外のサービスの場合には、利用者より別途ご負担いただく場合があります。

## 9 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
2 なし			

## 10 運営規程の概要

### (1)事業の目的

株式会社アリマックス が開設する移動支援事業所「アリマックス介護サービス」（以下、「本事業所」という。）は、札幌市移動支援事業（以下、「サービス」という。）の事業を行うものであり、単独では外出困難な障がい者（児）が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための外出（以下「社会生活上必要不可欠な外出等」という。）をする際の移動の介護を支援し自立と社会参加を促進することを目的とする。

### (2)運営方針

本事業所は、次に上げる基本方針に基づき事業を運営するものとする。

1. 利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
2. 地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の障害福祉サービス事業者、相談支援事業者、障害者支援施設その他福祉サービス又は保険医療サービスを提供するものとの密接な連携に努める。
3. 従業員の教育研修を重視し、提供するサービスの質について常にその改善に努める。
4. 前3項のほか、関係法令等を遵守し、サービスを実施するものとします。

## 11 事業者の概要

- (1) 名称・法人種別 株式会社アリマックス
- (2) 代表者役職・氏名 代表取締役 多田 明子
- (3) 本社所在地 札幌市南区藤野1条6丁目10番18号
- (4) 電話 011-591-3589